

**地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てられる
社会保障施策に要する用途状況について**

平成26年4月1日から施行された消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、増収となった地方消費税交付金については、その用途を明確化し、社会保障施策に必要な経費に充てるものとされています。

球磨村の令和8年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途は次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分） 30,000千円
 （歳出）地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた
 社会保障施策に要する経費 810,545千円

（単位：千円）

区分	事業名	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 分化の市町村 交付金)	その他
社会 福祉	社会福祉・障害者福祉事業	221,237	137,465	0	57	8,188	75,527
	高齢者福祉事業	39,949	862	0	6,144	1,479	31,464
	児童福祉事業	216,656	149,206	0	327	8,019	59,104
	母子福祉事業	376	187	0	0	14	175
	教育振興事業	9,482	0	0	0	351	9,131
	小計	487,700	287,720	0	6,528	18,051	175,401
社会 保険	国民健康保険事業	192,205	23,875	0	0	7,114	161,216
	後期高齢者医療事業	26,644	19,360	0	0	986	6,298
	介護保険事業	28,424	0	0	0	1,052	27,372
	小計	247,273	43,235	0	0	9,152	194,886
保健 衛生	医療施策事業(保健衛生事業)	44,262	17,509	16,600	0	1,638	8,515
	疾病予防対策事業(予防接種事業等)	19,347	0	0	0	716	18,631
	健康増進対策事業(がん検診等)	11,963	0	0	0	443	11,520
	小計	75,572	17,509	16,600	0	2,797	38,666
合計		810,545	348,464	16,600	6,528	30,000	408,953